

デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する検討の方針について（案）

1. 本小委員会で扱う審議事項について

「権利保護・適切な対価還元」と「利用円滑化」の両立を基本としつつ、本小委員会では、以下の事項について審議を進める。

(1)DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化、適切な対価還元方策について

コンテンツの利用円滑化とクリエイターへの適切な対価還元の両立を図るため、過去のコンテンツ、一般ユーザーが創作するコンテンツ、権利者不明著作物等の膨大かつ多種多様なコンテンツについて、いわゆる拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような方策について審議を行う。

その際に、クリエイターや著作権者、ユーザー、事業者を含む幅広い関係者の意見を丁寧に聴取する。

（検討項目例）

- ・デジタル化に伴うコンテンツ創作・流通・利用を巡る環境変化に関する認識や評価
- ・利用場面やデジタルコンテンツの種類等のニーズ
- ・利用円滑化に資する新たな仕組みの創設や、現行制度の見直しと運用の改善、集中管理の促進等の様々な方策の利用場面に応じた検討 等

(2)DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策について

サービス事業者とクリエイターの間のバリューギャップ等、クリエイターへの適切な対価還元の在り方について、クリエイターと各種事業者の関係性の実態や状況を踏まえ審議を行う。

また、DX時代に対応した著作権制度・政策の普及啓発・教育方策について審議を行う。

（検討項目例）

- ・デジタル化によるコンテンツの権利行使に係る意識やビジネスの変化
- ・集中管理団体による著作物の管理の在り方
- ・持続的なコンテンツ創作のための方策
- ・DX時代に対応した著作権制度・政策の普及啓発・教育方策 等

2. 検討の進め方

知的財産推進計画等を踏まえ、年内に一定の結論が得られるよう、(1)DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化、適切な対価還元方策について、優先して審議を行う。

次回以降、様々な関係者から幅広くヒアリングを行いながら審議を行う。

(参考) 知的財産推進計画2021 (令和3年7月13日知的財産戦略本部) (抜粋)

Ⅲ. 知財戦略の重点7施策

4. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略

(1) デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革

(施策の方向性)

- ・ 文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、内閣府(知的財産戦略推進事務局)、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエイター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ2021年中に検討・結論を得、2022年度に所要の措置を講ずる。

(短期、中期) (文部科学省、内閣府、総務省、経済産業省)

3. 関係者へのヒアリングについて

DX時代の著作権制度・政策について、幅広く検討をするため、クリエイター等の権利者や利用者、事業者等の多様な関係者から意見聴取を行う。その際、ネットクリエイターやいわゆるZ世代等、DX関係者を含めることとする。

○意見聴取の観点

➤ クリエイターの観点

- ・ デジタルコンテンツの権利の行使に係る意思(商用/その他)とその意思表示や権利処理の状況や課題
- ・ 集中管理に関する意向や意見(※プロとアマチュアの相違に留意)
- ・ 簡素で一元的な権利処理について(期待/懸念する点、協力・支援できること)
- ・ 権利者情報等データベースの整備について

- ユーザーの観点
 - ・デジタルコンテンツの利用許諾を取る過程で生じる課題とその解決策
 - ・権利者へのアクセスが困難等その他の許諾が得られない事例
 - ・過去コンテンツ、UGC(いわゆる「アマチュア」のクリエイターによる創作物)、権利者不明著作物等、いわゆるアウトオブコマースのコンテンツの利用場面・ニーズ
 - ・簡素で一元的な権利処理について(利用場面・コンテンツの種類・量／協力・支援できること)
 - ・裁定制度の利用について


- 管理事業者向け
 - ・集中管理の状況
 - ・分野横断等、他の権利団体との窓口の統一等について
 - ・非構成員への対価還元への関与について

- その他
 - ・デジタル化に対応した著作権制度・政策の普及啓発方策
 - ・いわゆるバリューギャップについて

○意見聴取の方法

- ・上記のような観点を踏まえヒアリングを行う。
- ・審議会でのオンラインヒアリング、資料提出、事務局聴取による説明等、多様な手法を用いて、多くの意見を聴取できるようにする。

4. スケジュールイメージ

<p>8月5日 (第1回)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○DX時代に対応した著作物の権利保護・利用円滑化・適切な対価還元に係る基本政策について ○今後の進め方について 等
<p>8月 ～ 10月</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○「DX時代に対応した著作物の利用円滑化・適切な対価還元に係る基本政策」について関係者にヒアリングを実施（3回程度） ○パブリックコメントを実施 ○ヒアリング、パブリックコメントに並行して、審議を継続 </div>
<p>年内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○中間まとめ
<p>年明け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○DX時代に対応した著作物の権利保護方策・対価還元に係る基本政策について
<p>年度末</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第21期の審議経過報告（次期に継続して検討する課題の整理）

(以上)